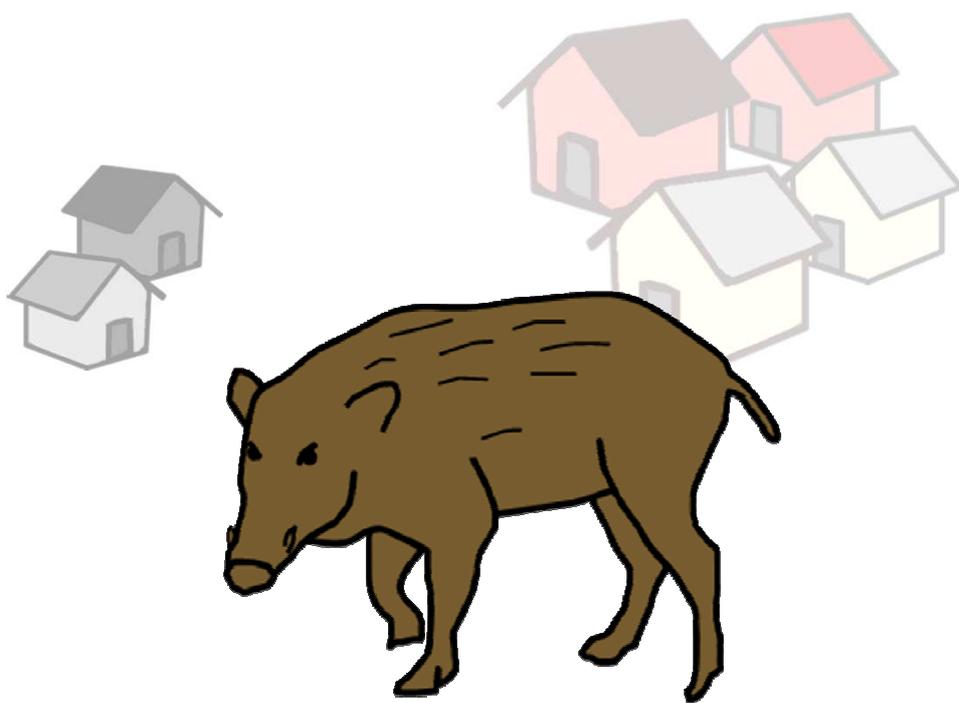


市街地イノシシ 緊急対応ガイドライン



香 川 県

目次

1	ガイドラインの目的と使い方	2
2	対応方針と具体的な対応の検討	
①	対応方針の基本的な考え方	4
②	具体的な対応の検討	5
3	具体的な対応の進め方	
①	イノシシ出没時の初動	6
②	「現地対策チーム」の設置	7
③	追い払いの実施	8
④	効果的な追い払いの方法	9
⑤	「緊急捕獲」の検討	10
4	想定される事故・トラブルの予防	11
5	装備品チェックリスト	12

1. ガイドラインの目的と使い方

近年、香川県内では、イノシシが住居集合地域等に頻繁に出没し、人的被害が多発する等、大きな問題となっている。このような中、香川県は平成23年5月に「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」を作成し、関係機関が連携して対応を行ってきた。

平成26年度から出没件数と人身事故が急増したことを受けて、平成28年6月、このマニュアルを改訂し、イノシシの出没状況に応じた具体的な対応方針に関する項目を追加した。

マニュアルでは、特に、緊急に対策が必要な状況(「出没レベル3」)においては、「緊急に関係市町の担当課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、関係機関が連携して追い払い又は「緊急捕獲」を実施する」ことを定めている。

当ガイドラインは、「現地対策チーム」が、人的被害を防ぐために、適切に追い払いや「緊急捕獲」が行えるよう、現場対応の基本的な考え方や対応方針、現場到着後の作業の進め方を定めたものである。

<参考1:段階的対応の区分>

出没レベル1	出没等の情報はあがるが、日常生活において遭遇、人身被害が発生するおそれの低い場合
	<ul style="list-style-type: none">■ 山の中での目撃、ヌタ場等の痕跡の発見■ 住居集合地域等の周辺、集落に近い農地での単発的な出没
出没レベル2	日常生活において遭遇、人身被害の発生するおそれが高い場合
	<ul style="list-style-type: none">■ 住居集合地域等の周辺、集落に近い農地で連日、又は頻繁に、ほぼ同一の地域において、イノシシ等が出没(出没集中区域)
出没レベル3	緊急に対策が必要な場合
	<ul style="list-style-type: none">■ 住居集合地域等、集落に出没し、そのまま滞在した場合■ 人家や施設等に侵入、又は立て籠もった場合■ 実際に人身被害が発生し、そのままイノシシ等が逃走した場合

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」5Pより抜粋

<参考2:各段階における対応方針及び具体的な対応>

【出没レベル3】（緊急に対策が必要な場合）

<p>(対応方針) 緊急に関係市町の担当課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、関係機関が連携して「追い払い」又は「緊急捕獲」を実施する</p>	
<p>県 (みどり保全課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「現地対策チーム」に職員を直ちに派遣し、対応を支援する ■ 追い払いも捕獲も困難な場合には、市町からの要請に基づき、イノシシを興奮させないように努めたうえで、別に定める「麻醉銃を使用したイノシシ捕獲技術マニュアル」に従って、麻醉銃による捕獲を実施する
<p>市町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺住民(自治会等)及び関係機関に対して、注意喚起を行うとともに、担当課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、地区猟友会員で編成する市町捕獲隊を編成する ■ 「現地対策チーム」は、常時、最新情報の把握に努め、県と警察署に情報提供を行うとともに、「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に従って、「追い払い」又は「緊急捕獲」を実施する ■ 追い払いも捕獲も困難な場合には、イノシシを興奮させないように努めたうえで、「麻醉銃を使用したイノシシ捕獲技術マニュアル」に従って、麻醉銃による捕獲を実施する(配備していない市町については、県に麻醉銃による捕獲を要請する)
<p>警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出没地域及びその周辺の警戒態勢を強化するとともに、隣接する警察署に情報提供する ■ 捕獲隊が追い払い又は「緊急捕獲」を実施する場合には、「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に従ってこれを支援するとともに、現場周辺の住民の退避、交通整理を行うなど、安全確保を徹底し、不測の事態に備えるものとする

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」7Pより抜粋

2. 対応方針と具体的な対応の検討

緊急に対策が必要な状況(「出没レベル3」)においては、関係市町の担当課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、関係機関が連携して追い払い又は「緊急捕獲」を実施する。

① 対応方針の基本的な考え方

最優先事項

人身事故の発生を防ぎ、事態を収束させること

共通認識・優先事項

その1 いたずらにイノシシを興奮させないこと

その2 無理に捕獲を試みず、「山」へ帰すことを優先すること



<参考3:捕獲を優先しない理由>

イノシシによる事故事例の多くは、無理に捕獲を試みたり、棒でたたく、石を投げる、犬が吠えるなど、イノシシを極度に興奮させた状況で発生している。一度、興奮したイノシシは、執拗に人や犬に襲いかかってくる性質があるため、生命に危険が及ぶ事態に発展することが多い。

イノシシが右に掲げるような行動をとっている場合は、無理に近づかず、落ち着くのをじっと待たなければならない。

【興奮したイノシシの行動例】

- 背中の中の毛を逆立てている
- 鼻や蹄で土をかき起こす
- 牙(きば)を「カチカチ」鳴らす
- 「ブホブホ」うなり声をあげる
- 足を踏み鳴らす
- 頭を上下させ威嚇する など

<参考4:海や川、ため池が近くにある場合のイノシシの行動>

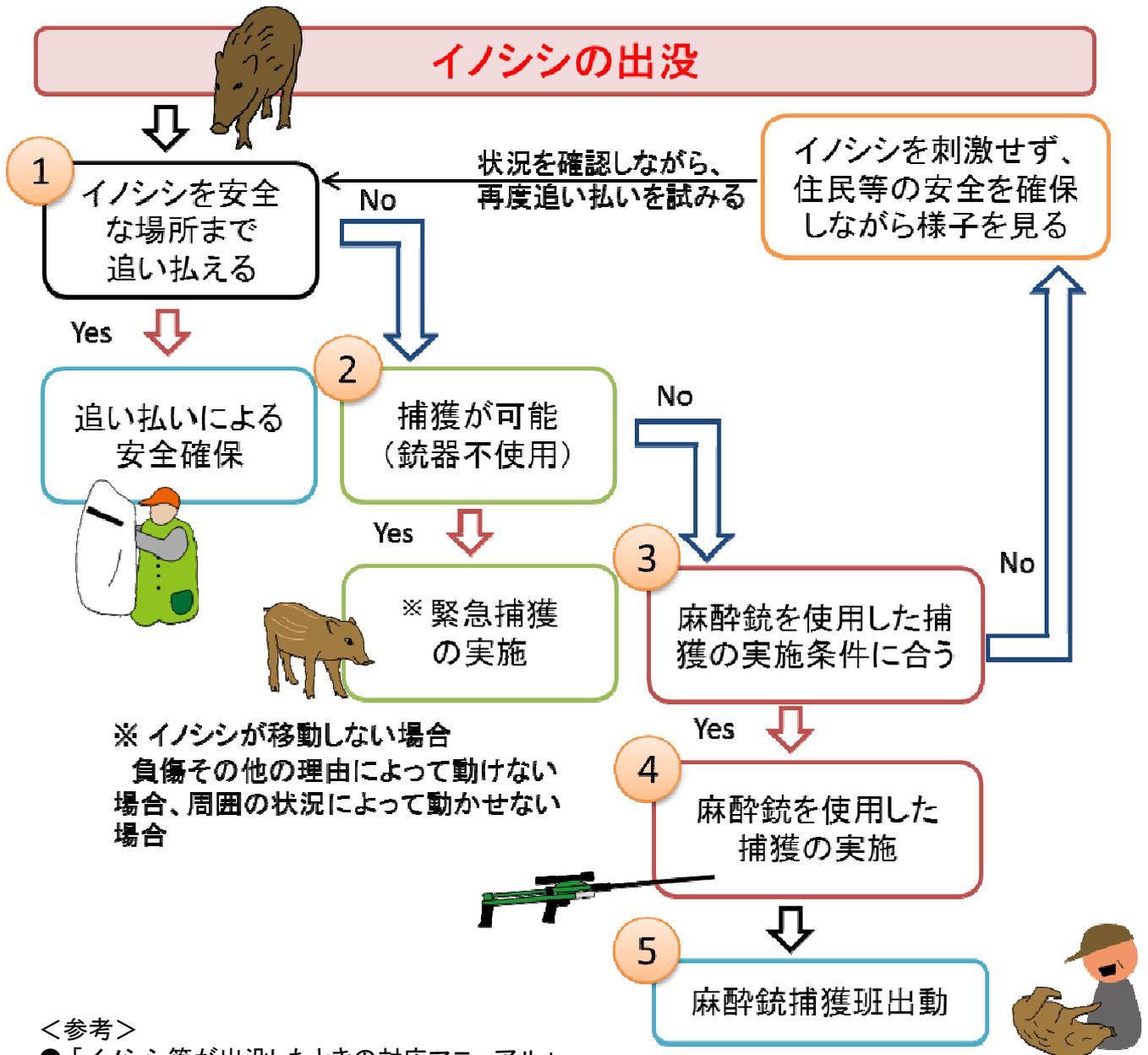
出没場所の周辺に海や川、ため池がある場合、イノシシは水の中に飛び込んで逃げようとする傾向がある。

近くに「山」がない場合には、第1段階として人身被害が発生する可能性の低い水辺に追い込んでから、追い払いの方向を検討することも有効である。



② 具体的な対応の検討

以下のフロー図を参考に、イノシシの出没状況に応じた、最も安全で適切な対応を検討する。



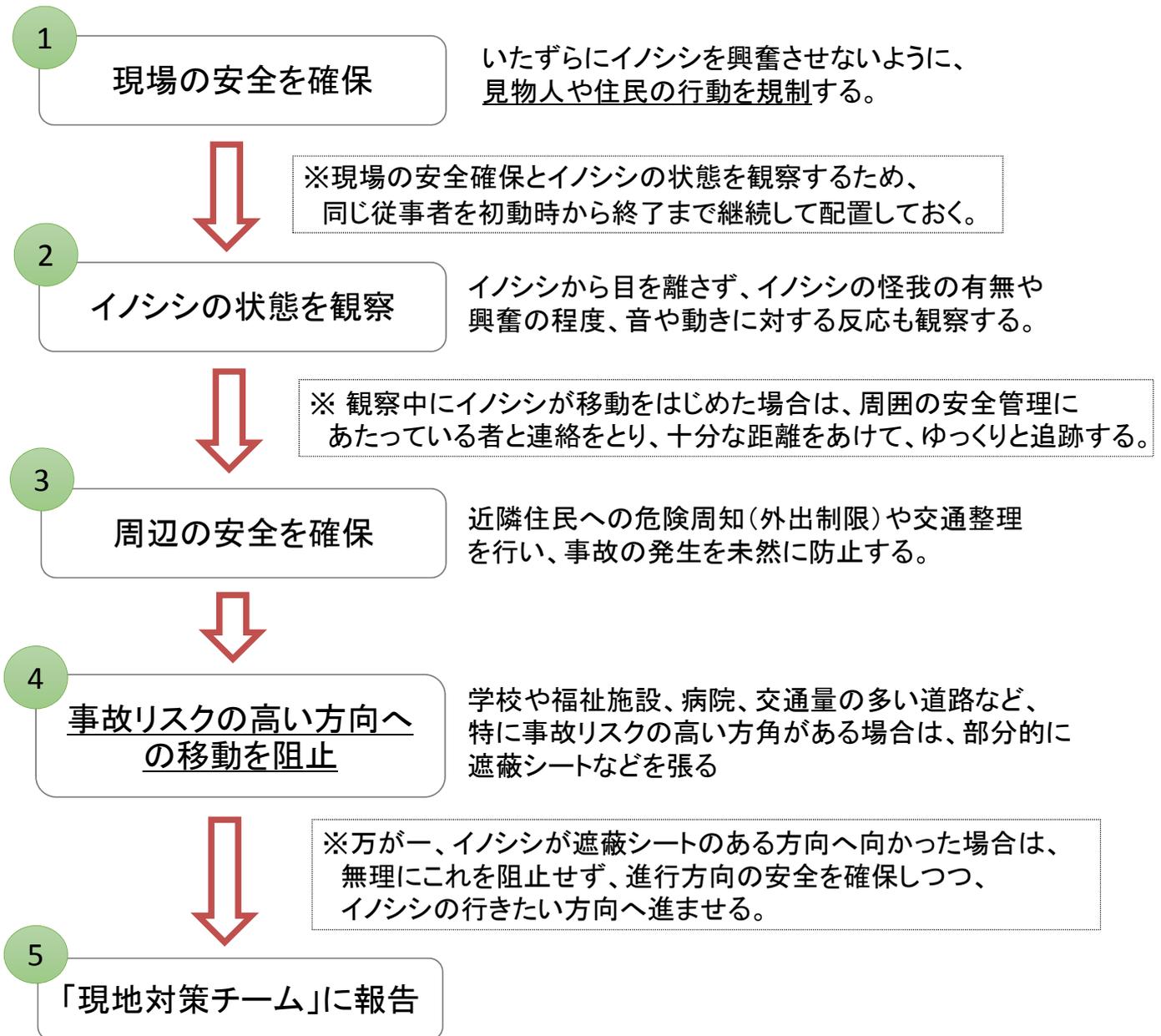
<参考>

- 「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」
（平成28年6月改定） 7P
- 「麻醉銃を利用したイノシシの捕獲技術マニュアル」 5P
 - 2 麻醉銃を使用したイノシシの捕獲
 - ③ 麻醉銃を使用した捕獲の実施可否について

3 具体的な対応の進め方

① イノシシ出没時の初動

以下のフロー図を参考に、
現場到着後は、速やかに現場とその周辺の安全確保を図る。



7P参照

3-② 「現地対策チーム」の設置

最新情報の把握

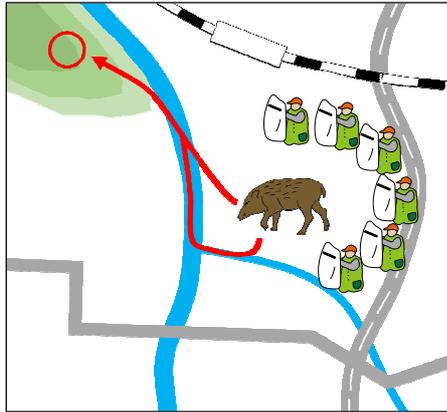
② 「現地対策チーム」の設置

具体的な対応策や関係機関の役割分担を決めるため、
「4. イノシシ出没時の初動」と並行して、「現地対策チーム」の設置を急ぐ。



③ 追い払いの実施

事故リスクが高い方向に防具をつけた人員を配置し、安全確保を行いながら、慎重に追い払いを実施する。



■イノシシが誘導者や追跡者のいる方に進んだ場合は、あわてずに道を開け、イノシシの行きたい方向へ行かせる。

※無理に追い立てたり、進行方向に立ちはだかる行為は大変危険なので、絶対にしてはならない。

■イノシシの進行方向に住宅地や交通量の多い道路がある場合は、必要に応じて人払いや交通規制の措置をとる。

1 追い払いの開始



2 イノシシが移動する

Yes ↓

3 追跡を開始する



4 追跡を終了する



5 イノシシは見当たらない

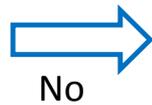
Yes ↓

出沒レベル2

2P参照

イノシシを決めた方向へ追い払う

追い払いルート上の人払いを行い、それ以外の方向への移動を遮断するように人員を配置する。無理に追い立てず、イノシシが自発的に移動するのを待つ。



3-⑤ 「緊急捕獲」の検討



イノシシの後について、安全が確保できる場所に到達するまで、ゆっくりと追跡する。

イノシシが、森林や川、ヤブや草むらなど、容易に逆戻りできないような場所へ入り込んだら追跡を終了する。



No

周辺住民、関係機関への注意喚起を徹底し、捕獲適地があれば、「はこわな」等による有害鳥獣捕獲等により、出沒個体の捕獲を試みる。

④ 効果的な追い払いの方法

状況ごとのイノシシの心理を想像して、安全に追い払いを実施する。

イノシシが落ち着いている場合

イノシシは、本来、用心深く臆病で、人前に身をさらすことを嫌う動物。
このため、人と出会うと、早く身を隠せる安全な空間に逃げ帰ろうとする。

イノシシの行く方向へ追い払い

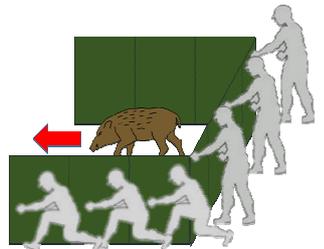
通常、イノシシは出没ルートを逆にたどって帰ろうとするので、ゆっくり道を開け、イノシシの行こうとする方向へ誘導する。

イノシシが興奮している場合

興奮したイノシシは、鼻や蹄で土をかき起こしたり、牙を鳴らして威嚇してくる。場合によっては、周囲の人に向かって突進したり、攻撃をすることもあるので注意が必要である。

落ち着くのを待って誘導

イノシシの突進や攻撃を防ぐため、盾や遮蔽シートで身を守りつつ、イノシシが落ち着くのを待つ。
一部だけ壁を開けることで、イノシシを行かせたい方向に誘導しやすくなる。



イノシシが場所に執着していたり、負傷や衰弱している場合

イノシシに逃げる意思がない場合、あるいは逃げるできない場合は、追い払いは不可能。「緊急捕獲」の実施について検討する。

3-⑤ 緊急捕獲の検討

10P参照

検討

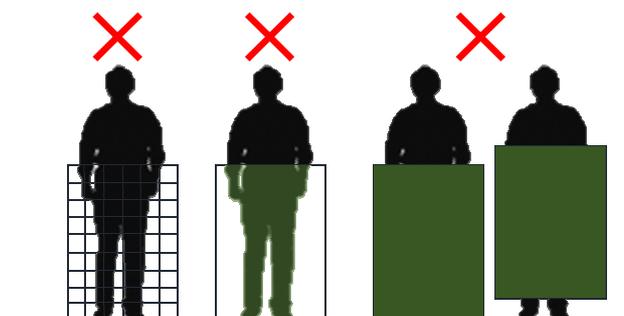
「緊急捕獲」の実施を判断するための条件

<参考5: 追い払いに役立つイノシシの行動特性>

イノシシは、見通しのきかない方向へ進むことを嫌うため、防護や追い払いに使用する盾や遮蔽シートは、裏の景色が透けて見えないものを使用する。

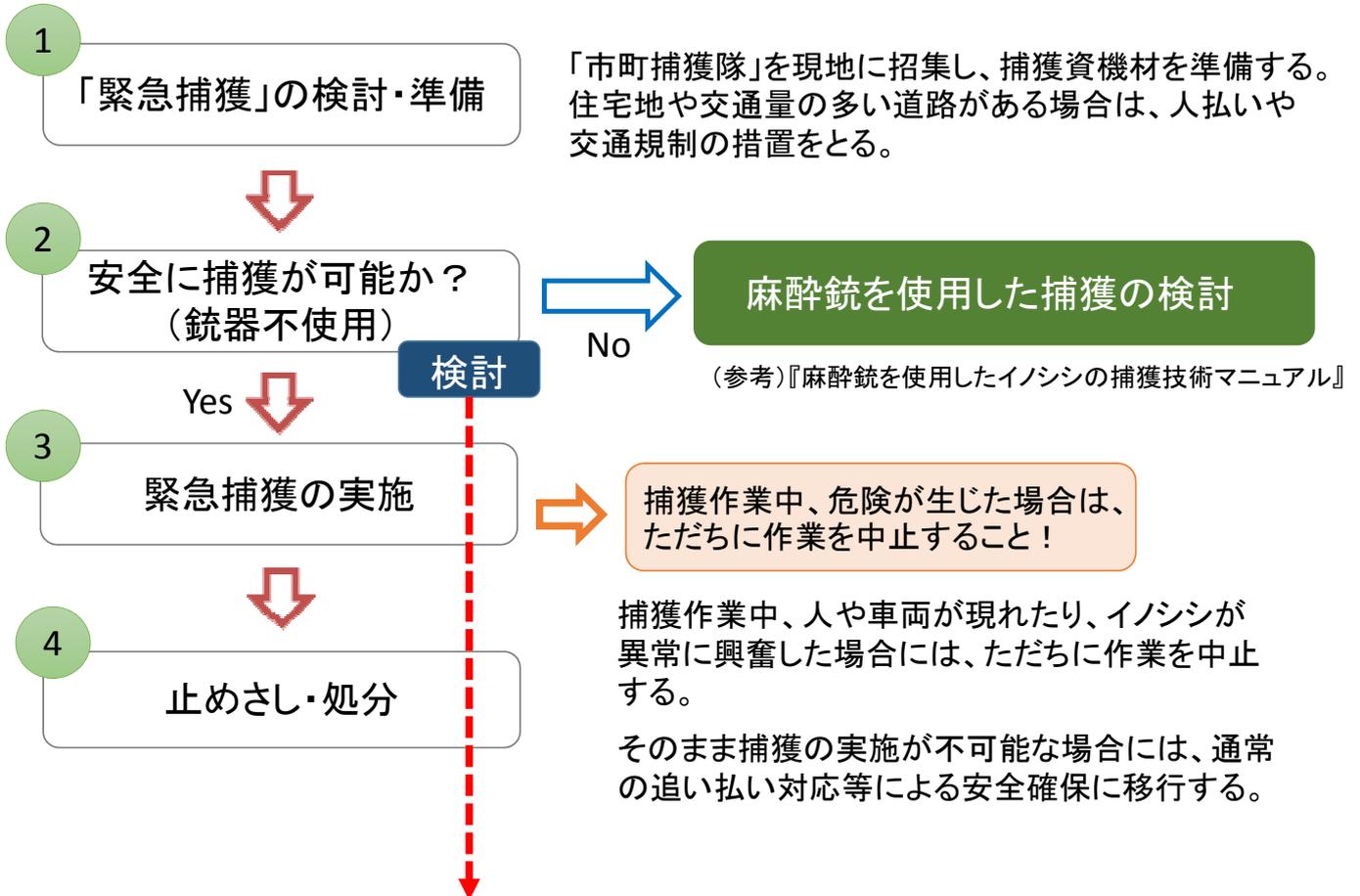
また、盾と盾、盾と地面の間に隙間ができると、隙間を潜り抜けて逃走を図るので、遮蔽物は隙間ができないように配置する。

【盾や遮蔽シートの不適切な素材と使用例】



⑤ 「緊急捕獲」の検討

イノシシが負傷その他の理由によって動けない、もしくは動かない場合、あるいは周囲の状況によって動かせない場合は、緊急捕獲の実施を検討する。

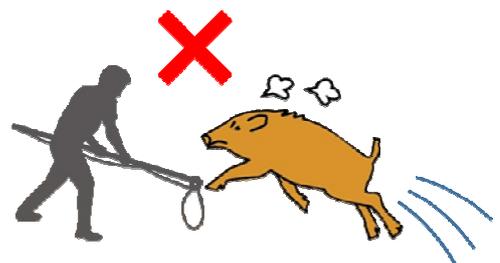


「緊急捕獲」の実施を判断するための条件

- イノシシが負傷その他の理由によって自由に動けない状態にあるか、ウリボウなど生後1年未満の小型の個体である。
- イノシシを安全に保定できる距離まで近づくことができる。
- 捕獲者とイノシシの間に、保定時や保定後の突進を防げる障害物がある。
- 鼻くくりや足錠、捕獲網などの保定具がある。



イノシシが自由に動けるような状態では、保定を行うことは非常に困難であり、事故のリスクも高くなる。このような状況で捕獲を無理に行うことはあってはならない。



4 想定される事故・トラブルの予防

現場到着から対応を決定するまで

イノシシの目の届く周囲にたくさんの人が集まると、イノシシが興奮するだけでなく、人身事故が発生する危険性が高くなる。

事故を未然に防ぐためには、現場の安全確保とイノシシの状態を観察するための同じ従事者を初動時から継続して配置しておく必要がある。

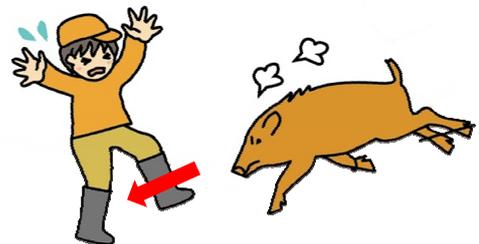


3-① イノシシ出没時の初動

追い払いや「緊急捕獲」の実行時

イノシシを無理に追い詰めたり、脅かしたりすると、急に人へ向かって突進してくることがある。事故の多くは、この時、イノシシに股下を潜られることで発生しており、場合によっては、大腿の動脈を損傷し、重篤な事態にいたることもある。

事故を予防するためには、従事者に裏の景色が透けて見えない盾などを装備させ、体の前に隙間なく保持しつつ、作業にあたるよう指導することが重要。



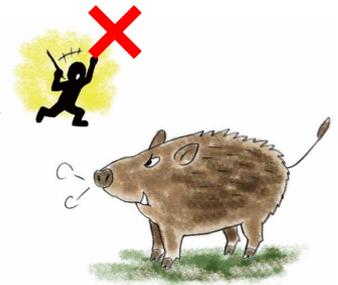
3-④ 効果的な追い払いの実施

<参考6: イノシシに対する危険行為>

イノシシは、本来用心深く臆病な動物だが、不用意に刺激をすると、攻撃的な行動に出ることがある。

対応時には、まず見物人や住民の以下のような行動を規制し、イノシシが落ち着くように配慮しなければならない。

- ・大声を出す
- ・石を投げたり、棒でたたく
- ・大勢で取り囲む
- ・近づいて写真を撮る
- ・エサを与える



<参考7: 安全管理の重要性>

イノシシの逃走ルート上に人や車がいると、思わぬ事故に発展するおそれがある。付近に住宅地や交通量の多い道路などがある場合は、あらかじめ危険を見越して人払いや交通規制などの措置をとっておくことが重要である(8P、「追い払いの実施」参照)。



5 装備品チェックリスト

<機材>

(追い払い実施時)

- 防護盾・ヘルメット・手袋
- 遮蔽シート(追い払い用)

(「緊急捕獲」実施時)

- 保定具(鼻くり、足錠、捕獲網など)
- 保定ロープ
- 捕獲網
- はしご(縄ばしご、脚立など)
- 殺処分用具
- シート(イノシシ運搬用)

<地図>

- 地図(地形や水路の位置などが詳しくわかるもの)

<連絡>

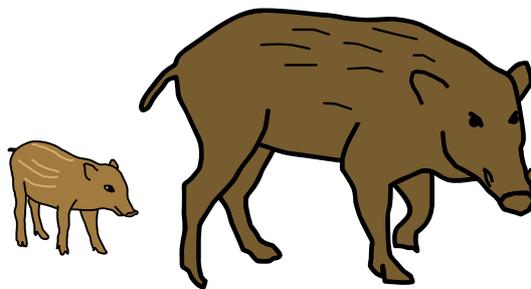
- 無線機(+ヘッドセット)
- 携帯電話
- 緊急連絡先メモ

<救急処置>

- 応急処置セット

<許可証>

- 捕獲許可(従事者)証
- その他



市街地イノシシ緊急対応ガイドライン

平成28年9月

香川県環境森林部みどり保全課

〒760-8570 高松市番町4-1-10

TEL:087-832-3212 FAX:087-806-0225

Eメール: midorihozen@pref.kagawa.lg.jp

制作:株式会社野生鳥獣対策連携センター